

広島県教育委員会会議録

令和 2 年 5 月 1 5 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年5月15日（金） 13：00開会
14：49閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	長谷川信男
管理部長	池田克輝
学びの革新推進部長	富永六郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津島伊保
参与	生田徳廉
理事	榊原恒雄
総務課長	江原透
秘書広報室長	糸崎誠二
教職員課長	山田哲也
学校経営戦略推進課長	杉本真一
高校教育指導課長	竹志幸洋
特別支援教育課長	三浦直宏

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	報告・協議1	令和2年度広島県公立高等学校，特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について	1
日程第3	第4号議案	令和3年度広島県立中学校，高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について	2
日程第4	報 第1号	令和2年広島県議会4月臨時会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	3
日程第5	報告・協議3	1学年1学級規模の県立高等学校の状況について	6
日程第6	第1号議案	知事の専決処分に対する意見について	8
日程第7	第2号議案	懲戒処分の指針の改正について	8
日程第8	報告・協議2	令和3年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について	9
日程第9	第3号議案	教職員人事について	9

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

今回の会議も、4月に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、また、全国に緊急事態宣言が、昨日、広島県におきましては解除されましたけれども、委員の皆様には最寄りの県関係機関に御参集いただきまして、ウェブ会議での形での開催とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

細川委員は北部教育事務所、それから中村委員、近藤委員は県庁の東館、それから志々田委員は東京事務所、菅田委員は教職員課福山分室からの参加となります。

なお、ウェブ会議の性質上、通信状況が不安定になる場合も想定されるため、会議後に採決内容を確認する書面に御記名と押印をいただくこととしております。予め御了承ください。

また、ウェブ会議のため、説明者も座ったままでの説明となりますので、併せて御了解いただければと思っております。

それから、御発言の際、こちらから全ての方の映っていただいている姿が見えないため、教育長と言っていただければ御指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に入らせていただきます。

まず、会議録署名者の件でございますが、本件は、会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は議会提案前の内部検討を行うもの、第2号議案は個別の人事案件に触れる可能性のあるもの、第3号議案は個別の人事に関する案件であり、報告・協議2は内部検討について報告を受けるものですから、審議は非公開が適当ではないかと思っております。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の知事の専決処分に関する意見について、第2号議案の懲戒処分の指針の改正について、第3号議案の教職員人事について、報告・協議2の令和3年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び報告・協議2を公開しないで審議することといたします。

報告・協議1 令和2年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況
について

平川教育長： それでは、報告・協議1、令和2年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、令和2年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部等の入学者状況について御報告いたします。

1 ページの1、公立高等学校、特別支援学校高等部の表を御覧ください。その表の中

の入学定員（A）の欄を御覧いただければと思います。

まず、令和2年度公立高等学校入学者選抜における入学定員は、全日制本校について、小計aの欄にありますように、15,360人となっております。

全日制本校への入学者数（B）は、昨年度より759人減少し、14,150人となっております。

分校及び帰国生徒等を加えた全日制課程の入学者数は、中ほどより少し下の高等学校（全日制）計の欄にありますように、14,210人で、昨年度と比較し750人の減となっております。

次に、定時制課程の入学者数は284人、フレキシブル課程は424人、通信制課程は116人、合わせて824人で、昨年度と比較して124人の減となっております。

次に、特別支援学校高等部の入学者数は408人で、昨年度と比較して2人の減となっております。これらに専攻科の入学者数を加えた総計は、総計の欄にありますように、15,487人で、昨年度と比較し873人の減となっております。公立高等学校の入学者数の減少の原因といたしましては、中学校3年生の在籍者数の減少というものが一つあります。次に、私立高等学校への入学者数の増加等があるものと考えております。

次に、県立中学校につきましては、2、中学校の入学者数（B）の欄にありますように、入学者数は279人で、昨年度からの増減はありません。

各学校の入学者状況につきましては、資料の2ページから4ページに記載しております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対する御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

（ な し ）

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

第4号議案 令和3年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針に

ついて

平川教育長： 続きまして、第4号議案、令和3年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、続きまして、令和3年度広島県立中学校、高等学校及び特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

初めに、令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針につきましては、1ページから4ページにありますとおり、県立高等学校の入学者選抜においては、推薦入試である選抜Ⅰ、一般入試である選抜Ⅱ及び二次募集である選抜Ⅲにより実施するものでございます。令和3年度入学者選抜につきましては、大枠での制度の変更はございません。

昨年度から変更している点につきましては、5ページの新旧対照表のとおり、第1、全日制課程の4、帰国生徒等の特別入学に関する選抜について、昨年度、外国人生徒の出願資格を新たに加えたことに伴い、名称を「帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜」に改めております。

次に、6ページから8ページにお示ししております令和3年度広島県立併設型中学校・高等学校入学者選抜の基本方針について御説明いたします。

昨年度から変更している点につきましては、9ページから11ページの新旧対照表のとおり、第1、併設型中学校1及び2の調査書におきまして、今年度から小学校5年生及び6年生で外国語が教科化される数値による評価が行われることに係り、所要の改定を行っております。また、11ページの第2の1（3）につきましては、先ほどと同様に、併設型高等学校の帰国生徒等の特別入学に関する選抜の名称を改めております。そのほかにつきましては、基本的な内容の変更はございません。

なお、資料の16ページから17ページに令和3年度の選抜日程を参考として添付しております。基本的には令和2年度の日程を踏襲しつつ、土曜日・日曜日や祝日を考慮し設定しております。

12ページにお戻りください。令和3年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基

本方針について御説明いたします。

15ページの新旧対照表のとおり、令和3年度入学者選抜につきましては、基本的な内容の変更はございません。

なお、資料の18ページに特別支援学校高等部令和3年度の選抜日程を参考として添付しております。これについては、高等学校の選抜日程と同様に設定しているところでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の第4号議案の説明に対しまして、御質問又は御意見ございましたらお願いいたします。

細川委員： 5ページの2(1)の(オ)のところなのですが、令和2年度中学校第3学年までに先行実施する部分を含むというところの中で、現状の3年生の授業の進行具合を考えると、令和3年度もそのまま中学校第3学年のものまでを選抜の方法として学力検査の中で考えていくということでしょうか。

竹志高校教育指導課長： こちらにつきましては、5月13日付けで文部科学省から、中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項ということで、通知を頂いております。その中で、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて、出題範囲や内容・出題の方法等を検討するようという文面がありますので、そういったことも踏まえながら、実際にどういう形でやるのかということは検討し、決定次第、速やかに修正等がありましたら周知をしていきたいと考えているところでございます。

志々田委員： 昨年度実施をした時に、何か生徒から、こう改善してほしいであるとか、そういった声は届いていないのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 現時点で、直接、生徒からそういった声があるということは聞いておりません。しかし、今後、入試改革もしていきたいということで現在進めておりますので、学校長等を通じて、いろいろな形でそういった意見は収集してまいりたいと考えております。

細川委員： 12ページの特別支援学校の高等部入学者選抜の基本方針についてなのですが、1(1)の(イ)のところ、知的障害のみの入学志願者に係る検査問題は県教育委員会が作成し、上記以外のところは各校で作成するとなっております。

改めてお伺いするのですが、なぜこういう違いがあるのでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 知的障害の特別支援学校については、共通した問題で実施することによって、生徒の状態をしっかりと把握できると考えております。その他の障害種の学校につきましては、それぞれの学校の特徴・特色がありますので、その学校の障害種等に合わせた試験問題を各校で作成して実施していただいているところでございます。

細川委員： もう1点ございまして、先ほどの県立高校のところでは帰国生徒及び外国人生徒について記載がありましたが、特別支援学校の選抜の基本方針の中には記載がない点については、どうなっているのでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 特別支援学校高等部入学者選抜におきましては、志願時に志願先特別支援学校との教育相談等を踏まえて、帰国生徒・外国人生徒等にかかわらず、既に特別な配慮を実施していることから、帰国生徒、外国人生徒に限った特別入学・特別措置の設定は必要ないと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 令和2年広島県議会4月臨時会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

平川教育長： 続きます。報第1号、令和2年広島県議会4月臨時会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： それでは、報第1号、令和2年広島県議会4月臨時会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について御説明を申し上げます。

令和2年広島県議会4月臨時会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対し意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長を臨時に代理し、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、報告をして、承認をお願いするものでございます。

この度、承認をお願いいたします議案は、令和2年教育委員会関係補正予算案についてでございます。

資料の1ページをお願いいたします。まず、1令和2年度一般会計予算の(2)歳入についてでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、様々な課題に迅速かつ適切に対処するための事業といたしまして、補正予算額といたしましては、表の補正額が一番下、教育委員会計に記載しておりますとおり、19億5,300万円余の増額となり、現計予算額は1,662億2,800万円余となっております。財源につきましては、(1)の歳入にございまして、国庫支出金を9億7,200万円余活用することとさせていただきます。

2ページをお願いいたします。要求内容についてでございます。一つ目の丸にございまして、三密を避けるため、特別支援学校のスクールバスの乗車率の高い路線につきまして、運行本数の増便等を実施する経費といたしまして4億6,200万円余の予算計上を行ったほか、学校等に配布するマスク及び消毒液等の一括購入及び施設等の消毒等に必要経費の補助といたしまして1,400万円余、臨時休業期間における学校給食のキャンセルに伴いまして、事業者が既に発注をいたしました食材に対する補填に係る経費といたしまして600万円余、家計が急変した世帯に対する奨学給付金の支援に係る経費といたしまして4,500万円余、遠隔授業に必要なPC端末及びWi-Fiルーターなどのネットワーク接続機器の整備に係る経費といたしまして8億8,800万円余、在宅中の乳幼児、児童及び生徒が本に触れる機会を増やすため、オンラインや学校等を経由して書籍を貸し出せるよう、県立図書館における書籍貸出制度の拡充に係る経費といたしまして1,500万円余、臨時休業に伴う未指導分の補習等を支援する学習指導員の配置に係る経費といたしまして3,600万円余、学校の臨時休業に伴いまして、学習の遅れを取り戻すため、夏季休業期間中に生徒が登校することが見込まれることから、猛暑時の生徒の安全面への配慮や学習環境確保のため、空調設備を整備する経費といたしまして4億8,400万円余の予算計上を行ったところでございます。

教育委員会の関係課が確認をし、内容に問題なく、同意することが適当であることから、教育長が臨時に代理をし、4月28日付けで同意する旨の回答をさせていただきます。御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

近藤委員： 要求内容の白丸の遠隔授業の実施についての項目なのですが、遠隔授業に必要なPC端末及びWi-Fiルーターなどのネットワーク接続機器の整備と書かれているのですが、具体的には、学校側での設置を想定しているものなのか、それとも、こういった状況で家庭によってはICT機器が用意できなくて、そういった家庭への貸出し等をするのも含めた費用になってくるのか、具体的な中身についてお話しいただければと思います。

江原総務課長： この事業につきましては、学校の臨時休業が長期化する、あるいは分散登校が始まるといったことに備えまして、ICTを活用した県立学校生徒の学習支援を推進するという目的の下、今現在、生徒・保護者が所有するパソコンやスマートフォンを通じて課題を配信したり、あるいは日々の健康観察を行ったりということをしてございますけれども、自宅で使用可能な端末がない、あるいは通信環境が整っていないという生徒が全体の1割強いるということが分かってございます。こういった生徒に対しましては、課題の郵送や電話連絡など、きめ細かく対応してございますけれども、これに加えて、他の生徒と同様に、同じ環境で学習支援ができますように緊急避難的にICT機器を調達し、貸出しをするというものでございます。

近藤委員： 続いてですが、基本的に県立学校の生徒を対象にした予算組みになるのか、そ

れとも市町の小・中学校の児童等も含めたものになるのか、その辺りはどうなのでしょう
うか。

江原総務課長： この事業の内容につきましては、主に県立学校の内容になってございます。市町立の
学校につきましては、同様の取組をお願いしたいということでさせていただくとい
うことです。

志々田委員： 授業時間数の確保についてお伺いしたいのですけれども、臨時休業に伴う未指導分の
学習等を支援する学習指導員となっているのですけれども、授業時間としてカウントす
るために授業を行う人が学習指導員という形になるというのは、これは教員ではなくて、
教員の資格がないけれども、学習指導ができる方を雇うということでしょうか。

江原総務課長： 学習指導員につきましては、まず高等学校においては、進学や就職を控える卒業年次
の生徒に対しまして、今、進路指導等が十分に行えていないという状況を課題といたし
まして、そのための就職を希望する生徒に対する就職指導を行うために設置をするとい
うことを考えてございます。その者につきましては、現在、高等学校等に勤務している
非常勤講師といった方を想定しているところでございます。

志々田委員： つまり、いわゆる学習内容というよりは、生徒指導であったりだとか、進路指導だっ
たりといったようなところの相談だということによろしいのでしょうか。

江原総務課長： 高等学校については、お見込みのとおりになってございます。あと、特別支援学校に
つきましては、別の内容になってございまして、知的障害の児童生徒に対する臨時休業
期間中の未指導分の学習といったものの充実を図るために対応するというようにしてお
ります。

志々田委員： 授業時間としてしまうと、どうしても学習指導要領上の内容を想定してしまいやすい
かと思えますので、説明のときに少し補足していただけると、学習時間としてカウント
できるためには教職員である必要があるというような法令があるので、その辺りのこと
の兼ね合いは気をつけてやっていただければと思います。以上です。

菅田委員： 2ページの要求内容の2項目のマスク・消毒液等の確保のところなのですが、
手洗い・うがいということで、それらは消毒液等に含まれるのでしょうか、主に
指導としては、石けんでの手洗いを指導されるのですよね。消毒液というのは、手洗い
ではなく、色々な消毒に充てるものなのでしょうか。それとも、学校への来客等のこと
を考えていらっしゃるのでしょうか。

江原総務課長： 今の御指摘の消毒液につきましては、いわゆるドアノブでありますとか手すり、スイ
ッチ等々の多くの生徒等が手を触れる箇所を清掃するための消毒液ということで、調達
する形でございます。

志々田委員： もう一つ質問させていただきます。

家庭の学習環境の充実のところ、いわゆる電子書籍を子供たちが使えるようなシス
テムの導入について書いてあるのですが、もう少し詳しく、どういったものなのか、ど
こまで配備できるのか教えてください。

江原総務課長： まず、県立図書館におきまして、今のところ新型コロナウイルスの関係で、家庭で過
ごす時間が多くなっている乳幼児・児童生徒等に対しまして、家庭でも本に触れる機会
を増やすという狙いから、家庭で図書に楽しむための電子書籍システムといったものを
構築するというのが1点ございます。もう1点としては、既存の貸出制度を拡充をいた
しまして、県立図書館から、保育所・幼稚園・学校・放課後児童クラブ等に書籍を貸し
出して利用できるようにするといった内容になってございます。

志々田委員： オンラインで子供たちが使える書籍というのは、そういった市販のパッケージのよう
なものがあるのでしょうか、それとも今から開発し、これから作っていくということな
のでしょうか。

江原総務課長： オンラインのシステムにつきましては、通常システムを活用するというようになって
いますけれども、選定する書籍につきましては、とりわけ子供さんが楽しめる内容
を選択してまいりたいと思っております。

志々田委員： 最後に、コロナのことで子供たちに読み聞かせをしたいとボランティアの方が思って、
それで自分で持っている本を読み聞かせをして、それをyoutubeなどの動画でアップした
ときに、それ自体が著作権の違反になっているというようなことをよく言われていて、
少し注目が集まっていると思えますので、その辺りはしっかりと確認する必要があると
思います。オンラインで子供たちが絵本を見られるというのは、とてもいいことだと思
いますので、しっかりその辺りのことを確認しながら準備をしていただければと思
います。以上です。

江原総務課長： そういった面を十分注意して取り組んでまいりたいと思っております。

江原総務課長： 申し訳ありません、先ほど報第1号の御説明における志々田委員の御質問に対しまして、一部誤りがございましたことから、お詫びして訂正させていただきたいと思えます。学習指導員の関係でございますけれども、この学習指導員につきまして、高等学校の学習指導員につきましては、いわゆる進路指導担当教員の負担軽減という観点から、進路指導担当教員が行う授業のうちの一部を成り代わって行うということをもって、進路指導に対する負担を軽減するという形を取るために実施をするということになってございますので、申し訳ございません、訂正させていただきます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手のほどをお願いいたします。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり承認されました。

報告・協議3 1学年1学級規模の県立高等学校の状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、1学年1学級規模の県立高等学校の状況について、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： 失礼いたします。報告・協議3によりまして、1学年1学級規模の県立高等学校の状況につきまして御説明をいたします。

資料1ページの1を御覧ください。全校生徒数の状況につきまして、1学年1学級規模の県立高等学校は13校でございますけれども、全ての学校において80人以上ということになってございます。また、全校生徒数が前年度と同数又は上回った学校は6校、逆に前年度を下回った学校は7校ということでございました。

次に、新入学生徒数につきまして、前年度と同数又は上回った学校が6校、前年度を下回った学校が7校となっております。

なお、1学年1学級規模校の県立高等学校の全校生徒数の状況につきまして、資料の2ページのほうへお示しをしておりますので、こちらは後ほど御覧いただければと思います。

次に、1ページの2にお示ししております瀬戸田高等学校の今後の在り方に係る対応につきまして御説明させていただきます。

瀬戸田高等学校につきましては、平成30年度、全校生徒数が2年連続して80人未満となりましたことから、今後の学校の在り方につきまして検討を進めまして、平成30年8月の教育委員会会議におきまして、今後の在り方に係る対応方針を決定し、令和元年度の全校生徒数が80人以上となることを目指した取組を進めてきたところでございます。

令和元年度の全校生徒数は78人となりまして80人未満とはなりませんでしたけれども、地元中学校、それから地元地域と連携をいたしまして、学校の活性化や新入学生徒数の確保に向けた取組を積極的に進めてきた結果、新入学生徒数、全校生徒数いずれも前年度を上回りましたことから、令和元年度末までを限度として、令和2年度の全校生徒数が80人以上になることを目指した取組を継続していくことを決定し、さらなる活性化や生徒数の確保に向けた取組を進めてきたところでございます。

その結果、令和2年度の全校生徒数は98人となりまして80人以上となりましたことから、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画に基づく取組を継続し、毎年度の全校生徒数が80人以上となることを目指すということとしたいと考えております。

続きまして、昨年度の全校生徒数が80人未満となりました上下高等学校についてでございますけれども、上下高等学校につきましては、近年、全校生徒数は90人前後で推移

をしておりますけれども、昨年度初めて全校生徒数が80人を下回り、79人となりました。

上下高等学校におきまして、中学生を招いての学習成果発表会ですとか、上下高校生が上下中学校へ訪問し、学校だよりを配布するなど、学校の活性化や新入学生徒数の確保に向けた取組がしっかりと進められた結果、令和2年度の全校生徒数が83人となりまして、こちらも80人を超えたところでございます。

今後、1学年1学級規模の各県立高等学校において、学校の更なる活性化に向けた取組がしっかりと進められるよう、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

1点気になっている部分が、音戸高校のことでございます。私、昨年9月25日に学校訪問させていただいて、学校運営協議会の会議にも出席をさせていただきました。地元の方も音戸高校を守るためにとっても熱心に、ただ単なる形式的な会議ではなくて、活発に本音で御議論いただいたと記憶しているのですけれども、令和2年度の5月1日の1年生の入学者が18名となっております。他校に比べて少し少ないと思っておりますが、昨年非常に活発にそういう議論をし、地元も熱くなっていっしょなのに、18人に留まったという理由がお分かりでしたら教えていただきたいのと、音戸高校に対する今後の支援などを併せてお伺いできればと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： 今回の御質問なのですけれども、なかなか生徒数が減った直接的な理由というのは難しいところもあるのですけれども、基本的に音戸高校の場合、地元からの入学者が極端に少なくなっているというのが大きな要因となっております。これは音戸高校に限らず、やはり地元の中学校としっかり連携し、学校の様子を見ていただいて、これであれば地元の学校に行きたいと生徒に思ってもらえるような学校づくりを進めていくというのが、まず第一だと思っております。教育委員会でも、事務局の職員が先ほどの活性化協議会にも伺いますし、そのほかでも、この1学級規模の学校につきましては、直接伺って他校でうまくいっている事例ですとかそういったものを紹介しつつ、指導・助言を行っているところでございます。

音戸高校につきましては、今年度から1学級規模ということになってございますので、そういう意味では、今から活性化協議会を開きながら、地元の方の御意見をしっかりと聞きをして、活性化策をしっかりと進めてもらうように教育委員会の事務局としてもバックアップをしていきたいと思っております。特に、地元の生徒が来るように、しっかりと中学校と高等学校の連携を図ってもらうというところをまずは軸に取り組んでいきたいと思っております。

細川委員： ありがとうございます。音戸高校を取り巻く事情、環境が厳しいものが本当たくさんありましてこの解決は大変だと思うのですけれども、是非御支援を今後とも引き続きお願いしたいと思います。以上です。

中村委員： 瀬戸田高校が今年も新入生が40名近い人数が入って80名を超したということは、大変喜ばしいことだと思います。それで80名未満でなくなったということですよ。

杉本学校経営戦略推進課長： はい。

中村委員： 瀬戸田高校は、数年前に視察をさせていただきまして、そのときに痛感したのが、学校がしっかりと努力をして地元でPRをしても、地元のニーズであるとか、残したいという熱意のようなものがないと、存続がどうしても難しくなってくるということを強く感じましたので、報道等を見ましても、瀬戸田高校だけではなくて、地元でもそういう動きが活発化しているということで、いいことだなと思っております。

先ほどの報告議案を見ても、全日制本校だけでも、そうは言っても750名ほどの入学者が減ってきていますので、特にいろいろ地域性とか厳しい状況にある学校は、どうしてもこれからもそういう実情の上に努力していかなくてはいけないということだと思いますので、引き続き活性化協議会等々への支援等も、成功事例の共有も含めて是非積極的に行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

近藤委員： 先ほどの中村委員の瀬戸田高校の質問に関係するのですけれども、地元からどれだけ人を出されているかという話なのですが、今年の1年生39名の出身中学校、地元の率がどれぐらいかというのを参考までに教えていただければと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： 地元の生徒なのですけれども、昨年度が、旧瀬戸田町内、瀬戸田中学校になるのです

けれども、こちらから昨年度が22人、今年度は16人ということで若干減ってはいまるのですけれども、そもそもの中学生の数が昨年と比べて20人減少しておりますので、そういう意味では、割合からいうとかなり地元の生徒が入っていると考えてございます。ちなみに、平成30年度は6人しか入っておりませんので、かなり増えているという状況でございます。

志々田委員： これは少し例外なのかもしれませんが、豊田高校で昨年度1年生が33人入っていて2年生へ進級したのが26人と、随分と退学者が多いような気がします。もちろん子供たちに地元の高校を選んでもらおうということもとてもいいことなのですが、結局そこが不一致になって、進学をしないで退学してしまっている子供が多くなってしまっただけは、これはこれで子供たちにとってあまりよくないことなのかなと思うのですが、何か特別なことが起きたのか、今私が言った心配するようなことではないのか、少しお聞かせいただければと思います。

杉本学校経営戦略推進課長： 今、志々田委員おっしゃったとおり、なかなか中学校時代に不登校等で馴染みにくい子というのが結構たくさん入っている学校もございます。そういった学校では、やはり地元の子よりも近隣から少しJR等で通っている子がおられて、その子がやはり途中で学校へ行くのが辛くなるということで、離れているという状況があるのだと思っております。一方で、入学時に不登校傾向のあった子供を受け入れて、通えるようになったという声も結構聞いてございますので、やはりチャンスを与えるという意味でそういう生徒さんを受け入れて、学校もしっかり対応していくということが大事だとは思っております。けれども、やはり退学者が多いというのは、委員がおっしゃるとおり課題だと思いますので、その辺を含めて学校としっかり連携を取らせていただきたいと思います。

志々田委員： よく分かりました。少し心配なところだと思いますので、よくよく生徒指導に力を入れていただいて、本当にチャンスとして学校に通える、小規模校に行ったら通えるようになる子もいると思いますので、その辺りのケアをお願いします。以上です。

菅田委員： 昨年だったか、一昨年だったか、上下高校に学校訪問させていただいたのですけれども、その際言われていたのが、上下というのは、今、行政区は府中市、どちらかというところと三次市の甲奴地域、旧甲奴郡と経済的なつながりが深い、人的なつながりが深いということでしたので、今回は上下中学校の入学者が増えたということなのですから、多分甲奴中学校、そういったところにも、もっともっと働きかけをされるように今後もしていただければと思います。以上です。

杉本学校経営戦略推進課長： 今、菅田委員がおっしゃったとおり、地域性、この地域というのが福塩線で府中側の子もいれば甲奴側の子もいるということで、校長が非常に積極的に甲奴辺り、近隣も含めて中学校を回りまして呼びかけをしておりますので、そういうことで徐々に生徒さんもそういった地域からも来ていただいているということはございますので、引き続き取り組んでもらうように話をしていきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13:52)

【非公開審議】

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 懲戒処分の指針の改正について

懲戒処分の指針の改正について，審議の結果，全員賛成により原案どおり可決した。

報告・協議 2 令和3年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について

令和3年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験について協議した。

第3号議案 教職員人事について

小学校教諭の交通事故に係る人事措置（戒告）について，審議の結果，全員賛成により原案どおり可決した。

(14:49)